

令和8年度 第1回豊中市生活支援サービス部会

令和8年(2026年)7月3日(金)

15:30～17:00

くらしかん 体験学習室 及び Zoom

《出席状況》豊中市生活支援サービス部会委員総数5名中5名出席)

豊中市生活支援サービス部会
◎小野委員、○大野委員、小野委員、松永委員、當内委員

(◎＝部会長 ○＝副部会長 委員

名簿順)

事務局	
福祉部	甲斐次長
長寿社会政策課	堂本課長、高木課長補佐、佐飛係長、宮脇主査、東山主査、福田主事、岡主事
長寿安心課	森本課長、時副主幹
豊中市社会福祉協議会	勝部参与、出課長

《議題》

- (1) 令和7年度生活支援コーディネーター活動報告について
- (2) 令和9年度(第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)以降に向けた生活支援体制整備事業の方針について

【事務局】

令和 8 年度第 1 回豊中市生活支援サービス部会を開催いたします。

本日は部会員の皆様全員にご出席いただいておりますので、要綱で定める部会委員数の過半数を超えており、本日の会議は成立いたします。

【議題 1「令和 7 年度生活支援コーディネーター活動報告について」の説明】

【部会長】

第一層・第二層・第三層の関係性はどのようになり、それぞれの取組はどのように連動しているのでしょうか？

また、生活支援コーディネーター事業で生まれた取組が地域全体へどのように展開しているのでしょうか？

【社協】

第一層でモデル的に開始した取組を、第二層・第三層へ展開する形で事業を進めています。例えば「豊中あぐり」は、市全域の取組から小学校区単位へ広がり、地域主体で運営される事例が増えてきており、健康麻雀についても、第一層で開始した後、第二層の活動へ展開しています。第三層で行っている便利屋事業でも、地域で対応が困難な場合は、市全域で確保した人材等を活用して支援するなど、重層的に補完しながら事業を進めています。

【委員】

便利屋事業の利用対象や利用方法について教えてほしいです。現場では、利用を希望する声もありますが、利用につながらないケースもあるため、案内方法を確認したいです。

【社協】

利用受付は地域の「福祉なんでも相談窓口」、または社会福祉協議会で行っています。高齢者の日常生活上のちょっとした困りごとへの支援が中心で、家具の移動、電球交換、草むしり、ごみ出し等に対応しています。

一方で、引越し作業全般や大型家具の搬出など、住民主体の支え合い活動として対応が困難な内容についてはお断りする場合があります、対応が難しい場合は、必要に応じて専門事業者等の情報提供も行っています。

【委員】

内職広場を令和7年度に実施しなかったとのことですが、それはなぜですか？

また、ワンワンパトロール事業について、登録後の継続確認や、飼い犬が亡くなった場合の登録管理はどのようにしていますか？

加えて、住民主体ささえあい活動で、福祉便利屋事業を実施していない校区があるのはなぜですか？

【社協】

内職広場を令和7年度実施しなかった理由についてですが、コロナ禍以降、内職として受注できる仕事が減少していることが主な理由です。今後、適切な仕事の確保ができれば再開も検討したいと考えています。

ワンワンパトロール事業については、事業開始間もないこともあり、登録・退会手続きなどの運用については今後整理を進めてまいります。また、犬の散歩を通じた見守り活動としても普及を進めており、認知症サポーター養成講座の受講なども予定しているので、登録者同士の交流等もあわせて、事業の発展を図っていきます。

最後に、福祉便利屋事業の未実施校区についてですが、福祉便利屋事業は、住民主体の活動であるため、地域の担い手や運営体制の確保状況によって開始時期が異なる場合があります。例えば、南部地域では施設再編の影響もあり体制整備に時間を要している校区もあります。また、担い手の高齢化も課題となっているため、新たな人材確保と育成も順次進めながら事業の拡大をはかっていきます。

【委員】

住民主体ささえあい活動のところで、地元の施設の花壇を使わせていただいたという話がありましたが、空き店舗や施設の花壇など、地域資源を活用した取組はどのように生まれているのかについて教えていただきたいです。

【社協】

各圏域や校区単位で開催している協議体において、地域住民、福祉施設、保育所等が集まり課題やニーズを共有しています。その中で、顔の見える関係をつくることで、「場所を提供できる」「活動に協力できる」といった提案が生まれ、資源のマッチングや新たな取組につながっています。

【議題2「令和9年度（第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）以降に向けた生活支援体制整備事業の方針についての説明】

【委員】

地域資源の整理と見える化を進める話がありましたが、具体的にどういう風に進めていくのかを教えてください。

また、地域課題の分析や、地域診断について、地域課題を把握したり共有したりすることは社会福祉協議会の強みだと思いますが、分析や診断についてはどのように市と社協で役割分担をして進めていくのかを教えてください。

最後に感想になりますが、先ほど生活支援コーディネーターの活動報告資料では、一層、二層、三層という説明がされていましたが、今回の資料では一層、二層、特例第二層となっており、表記が異なっていたため、資料は表現の統一がされているほうが分かりやすいと感じました。

【事務局】

令和8年度版「やさしい介護と予防」に、生きがいづくりに関するページを新設しています。従来の介護・福祉情報に加え、高齢者の社会参加や地域活動に関する情報発信を開始しています。

また、人材・担い手不足は福祉分野に限らないことから、庁内課長会議でも福祉部局以外が持つ活動情報の収集・共有を進めており、今後も高齢者の活躍の場に関する情報を集約・発信し、令和9年度以降も継続して取り組む予定です。

地域課題の分析・診断にあたっては、社会福祉協議会が日頃から住民と接する中で得ている現場の実感や課題認識を共有いただくことが重要であると考えています。

行政としては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとした各種調査を実施しており、地域の状況を数値データとして把握している一方で、数値だけでは見えにくい課題や、逆に現場では課題として認識されていないものの、データ上では課題の兆候が表れているケースも考えられます。

そのため、社会福祉協議会が持つ現場の肌感覚や住民の声と、市が保有する調査データや統計情報を掛け合わせることで、より精度の高い地域課題の分析・診断が可能になると考えています。

「第二層」「第三層」に関する記載については、内容そのものに大きな違いがあるわけではなく、資料によって用語の使い方にばらつきが生じてしまっていました。

一部では国の表現に合わせた記載としていた一方、別の資料では従来から使用している表現を用いており、結果として用語が統一されていなかったため、今後は整理を行い、資料間で用語や表現を統一していきたいと考えています。

【部会長】

行政が生活支援コーディネーターを担うことの強みとして、「政策横断的な推進力」というようなことを書いておられますが、部局横断で進めていく部分については、福祉部内でしっかりと検討し、進めていっていただければと思います。

【委員】

確認したいことが2点あります。

1点目です。これまでは社会福祉協議会に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが連携して役割を担ってきたと思いますが、先ほどの資料をみると、今後は生活支援コーディネーターを市が担い、社協は支援機能を持つ形に変わるように見えます。

それにもない、現在配置されている7名の生活支援コーディネーターは今後どうなるのか、市へ所属が変わるのか、新たに市職員が生活支援コーディネーターになるのか、これまで生活支援コーディネーターが培ってきた地域との関係性やノウハウはどのように引き継がれるのか、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーター役割分担は今後どのようなようになるのかについて教えてほしいです。

2点目です。先ほどの活動報告でもあったように、一層で始まった取組が二層、三層へ広がるという流れがあると思いますが、一層を市、二層を社会福祉協議会という形で整理してしまうと、切り離すのが難しいのではないかという印象があります。その点について、お考えを伺いたいです。

【事務局】

これまで社会福祉協議会の担当者は、生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカーの両方の役割を担いながら地域活動に携わってきていただきました。今後は一層の生活支援コーディネーター機能は市が担う方向性で考えていますが、市民に最も近い立場で活動する点は変わらず、社会福祉協議会には引き続きコミュニティソーシャルワーカーとして地域に関わっていただくことを想定しています。これまで担っていた二つの役割をコミュニティソーシャルワーカーに一本化していく考えです。

【委員】

生活支援コーディネーターは、単にサービスへの橋渡しをするだけでなく、本人の生活全体をアセスメントした上で適切な支援につないできたと認識しています。今後、市が生活支援コーディネーター機能を担う場合でも、こうした個別支援と地域資源のマッチング機能、アセスメントが維持されるのかどうかを確認したいです。

【事務局】

今回の見直しは生活支援コーディネーター機能そのものを廃止するものではなく、地域での実践力や住民との関係づくりといった役割は、引き続き社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが担っていきます。生活支援コーディネーターという名称や制度上の位置づけは変わる可能性があります。地域に入り活動する機能自体がなくなるわけではなく、便利屋事業やぐんぐん元気塾などの地域活動についても、これまでどおり地域の

中で継続して取り組んでいただきます。

生活支援体制整備事業は開始当初の高齢者分野中心の枠組みから、障害、生活困窮、ひきこもり、居場所づくりなど幅広い分野へ発展し、支援主体も社協だけでなく NPO や地域団体、当事者団体などへ広がっています。そのため、資源開発やネットワーク形成については、施策とも連動しやすいよう市がコーディネート機能を担い、各圏域で定期的に地域の関係機関等が集まり実施している地域福祉ネットワーク会議で共有された課題や提案を市の地域包括ケアシステム推進会議へつなげ、新たなサービス創出や既存資源の充実に検討していくことで整理させていただきました。

【委員】

社会福祉協議会とも協議を重ねながら整理してきたということでしょうか？

【事務局】

社会福祉協議会とは、コミュニティソーシャルワーカー業務も含めて、市との連携について継続的に協議を重ねてきています。

上位計画でもある地域福祉計画は社協の地域福祉活動計画とも連動していますので、計画の内容も踏まえながら整理し、進捗管理を地域福祉活動計画（健康福祉審議会）に置くことで進めています。

【委員】

ご説明ありがとうございました。考え方については理解できました。
豊中市がこれまで培ってきた地域福祉の強みや、関係者が連携して課題解決につなげる力は大変重要であると考えています。今回の見直しは、その強みを損なうことなく、さらに発展させることで、市民にとってより良い支援や地域づくりにつながることを期待しています。

【委員】

活動に何度か参加していると、「次は運営側にどうですか」と声をかけていただく機会がありますが、参加者全員がすぐに運営の担い手になれるわけではありません。そのため、参加者から運営者へと一足飛びに移行するのではなく、まずはサポーターや協力者として関わるなど、段階的に参加できる仕組みがあるとよいと感じています。

【社協】

豊中市ではこれまでも社協のコミュニティソーシャルワーカーが、高齢者分野だけでな

く、子ども、不登校、ひきこもり、生活困窮など幅広い課題に関わりながら、生活支援コーディネーターの役割も併せて担ってきました。その結果、高齢者分野の取組の中に子どもが参加するなど、分野を超えた地域づくりが実践されており、いわゆる「共生型」の生活支援コーディネーターの取組を先行的に実施してきたとも言えると思います。

今回の見直しは、こうした地域での実践を社協・コミュニティソーシャルワーカーが引き続き担いながら、一方で市が資源開発や仕組みづくり、庁内連携、予算確保、政策化などのコーディネート機能を担うという役割分担を明確にするものと理解しています。

つまり、地域での実践を社協、市全体の仕組みづくりを行政が担うという両輪の体制をより明確にすることが目的であり、高齢者分野に限らず、子どもや障害なども含めた共生型の地域づくりへ発展させていこうという方向性だと受け止めています。

【部会長】

ご説明ありがとうございました。方向性については理解できました。

豊中市がこれまで培ってきた地域福祉の先進的な取組や現場での実践力は大きな強みだと思います。今回の見直しが、そうした強みを活かしながらさらに発展させるものとなり、市民にとってより良い支援につながることを期待しています。

本日いただいたご意見の中で資料の見せ方や表現について、もう少し工夫した方がよいのではないかというご意見が複数あったと思います。その点も含めて事務局でご検討いただき、次回以降につなげていただければと思います。

生活支援体制整備事業につきまして、さまざまなご意見をいただきありがとうございました。それではこれで令和8年度第1回生活支援サービス部会を終わります。